

協議第42号

その他福祉事業の取扱いについて

その他福祉事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

その他福祉事業の取扱いについて（合併協定項目：32）

その他福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 生活保護関係については、国・県の福祉制度に基づき、新町においても現行のまま引き続き実施する。
なお、生活保護費支給方法については、矢部町の例により実施する。
- 2 生活保護世帯年末年始見舞金については、合併までに廃止する。
- 3 民生委員・児童委員に関することについては、次のとおりとする。
 - (1) 委員数については、任期が平成19年11月までとなっているので、それまでは現行のままとする。（民生委員61名、主任児童委員6名）
 - (2) 事務局については、民生・児童委員の協議会に設置する。
 - (3) 民生・児童委員の協議会補助については、矢部町の例により実施することとし、金額については合併後、新町において調整する。
 - (4) 民生・児童委員の報酬については、合併までに廃止し、活動費として助成する。
 - (5) 民生委員推薦会については、合併後、新町において新たに設置する。
ただし、構成員については合併までに調整する。
- 4 遺族会補助、軍恩連盟補助、傷痍軍人会補助、母子寡婦会補助については、新町において検討する。
- 5 災害弔慰金、罹災者弔慰金、災害見舞金、災害障害見舞金については、新町においても引き続き実施する。
なお、支給対象、支給額等については、合併までに調整する。
- 6 災害援護資金貸付については、新町においても引き続き実施する。
なお、対象者、貸付限度額等については、合併までに調整する。
- 7 被災者生活再建支援金支給については、現行のまま新町においても実施する。
- 8 生活困窮者援護事業については、矢部町の例により、新町においても引き続き実施する。
なお、実施方法等については、社協の合併の協議と併せて調整する。

- 9 行旅死亡人及び無縁墓地の管理については、現行のまま新町においても実施する。
- 10 戦没者遺族(弔慰金)及び援護については、現行のまま新町においても実施する。
- 11 隣保館事業については、矢部町の例により、新町においても引き続き実施する。
- 12 母子(寡婦)福祉資金貸付、母子家庭医療費助成事業については、現行のまま新町においても実施する。
- 13 社会福祉協議会補助については、新町においても引き続き実施する。
なお、助成金等については、合併後新町において調整する。
- 14 社会福祉協議会委託事業については、新町においても引き続き実施する。
なお、委託内容等については、社協の合併の検討と併せて調整する。
- 15 地域福祉計画については、3町村の現行の計画や地域の実情を考慮し、新町において新たに策定する。

平成16年4月7日 確認

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-1	事務事業名	生活保護関係

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	生活保護関係については、国・県の福祉制度に基づき、新町においても現行のまま引き続き実施する。 なお、生活保護費支給方法については、矢部町の例により実施する。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
業務内容	<p>目的：生活に困窮する者の最低生活を保障し、その自立を助長するための援護を行う。</p> <p>対象：利用しうる資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者</p> <p>内容：困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、要保護者個々の需要に応じた援助を行う。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、失業扶助、葬祭扶助の8種類の扶助が行われている。</p> <p>町村業務： <ul style="list-style-type: none"> ・保護申請の受付 ・面接相談 ・県地域振興局へ申請書の送付 ・県地域振興局ソーシャルワーカーが実施する家庭訪問、保護の要否の調査の支援 ・職権保護を必要とする場合の対応 ・生活保護費の支払 ・利用者の自立の助長 </p>	<p>目的：矢部町と同じ</p> <p>対象：矢部町と同じ</p> <p>内容：矢部町と同じ</p> <p>町村業務：矢部町と同じ</p>	<p>目的：矢部町と同じ</p> <p>対象：矢部町と同じ</p> <p>内容：矢部町と同じ</p> <p>町村業務： <ul style="list-style-type: none"> ・保護申請の受付 ・面接相談、事前調査書の作成 ・県地域振興局へ申請書及び事前調査書の送付 ・県地域振興局ソーシャルワーカーが実施する家庭訪問、保護の要否の調査の支援 ・職権保護を必要とする場合の対応 ・生活保護費の支払 ・利用者の自立の助長 </p>	<p>国・県の福祉制度に基づき、新町においても現行のまま引き続き実施する。</p> <p>なお、生活保護費支給方法については、矢部町の例により実施する。</p>
支給方法	収入役口座に受入れ後、収入役室窓口で個人毎に封筒で支払。支払完了後、精算報告書を送付。	矢部町と同じ	福祉事務所より月末振り込まれた保護費を各家庭持ち回りにて支払う 各世帯の状況把握を同時に実施	
対象者数	59人 48世帯（H15.4.1現在）	3人 3世帯（H15.4.1現在）	12人 10世帯（H15.4.1現在）	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 2	事務事業名	生活保護世帯年末年始見舞金

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	生活保護世帯年末年始見舞金については、合併までに廃止する。
------	-------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
目的	生活保護世帯の年末年始見舞金として支給する。	実施なし	実施なし	合併までに廃止する。
支給金額	世帯割 4,000円 人員割 1,000円			
支給方法	年末の保護費支給時に併せて支給			
H14実績	世帯割 192,000円(48世帯) 人員割 59,000円(59名)			

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 3	事務事業名	民生委員・児童委員に関すること

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	<p>民生委員・児童委員に関することについては、次のとおりとする。</p> <p>委員数については、任期が平成19年11月までとなっているので、それまでは現行のままとする。(民生委員61名、主任児童委員6名)</p> <p>事務局については、民生・児童委員の協議会に設置する。</p> <p>民生・児童委員の協議会補助については、矢部町の例により実施することとし、金額については合併後、新町において調整する。</p> <p>民生・児童委員の報酬については、合併までに廃止し、活動費として助成する。</p> <p>民生委員推薦会については、合併後、新町において新たに設置する。ただし、構成員については合併までに調整する。</p>
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
民生委員・児童委員	<p>委員定数：民生委員 39名 主任児童委員 2名</p> <p>地区数：39地区</p> <p>委任期間：H13.12～H16.11</p> <p>活動内容： ・定例会議（毎月）の開催 ・民生委員の職務に関する連絡調整 ・福祉事務所その他関係行政機関との連絡調整 ・必要な資料情報の収集 ・知識・技術の習得 ・意見を関係各庁に具申すること ・社会福祉関係団体の組織に加入すること</p>	<p>委員定数：民生委員 10名 主任児童委員 2名</p> <p>地区数：10地域</p> <p>委任期間：矢部町と同じ</p> <p>活動内容： ・定例会議毎月1回開催 ・民生委員の職務に関する連絡調整 ・福祉事務所その他関係行政機関との連絡調整 ・必要な資料情報の収集 ・知識・技術の修得 ・意見を関係各庁に具申すること ・施設訪問年1回</p>	<p>委員定数：民生委員 12名 主任児童委員 2名</p> <p>地区数：12地域</p> <p>委任期間：矢部町と同じ</p> <p>活動内容： ・国からの委嘱に関すること ・やまびこネットワークへの協力 ・訪問調査 ・心配ごと相談（年24回） ・施設訪問（保育所、養護老人ホーム） ・子供デイサービスへの協力 ・子育てサークルへの協力 ・高齢者、要援護老人調査 ・福祉スポーツ大会への協力</p>	<p>民生委員・児童委員に関することについては、次のとおりとする。</p> <p>委員数については、任期が平成19年11月までとなっているので、それまでは現行のままとする。(民生委員61名、主任児童委員6名)</p> <p>事務局については、民生・児童委員の協議会に設置する。</p> <p>民生・児童委員の協議会補助については、矢部町の例により実施することとし、金額については合併後、新町において調整する。</p> <p>民生・児童委員の報酬については、合併までに廃止し、活動費として助成する。</p>
事務局	民生・児童委員協議会	健康福祉課	健康生活課	民生委員推薦会については、合併後、新町において新たに設置する。ただし、構成員については合併までに調整する。

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-3	事務事業名	民生委員・児童委員に関すること

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
協議会補助等	<p>民生・児童員協議会補助 目的：民生・児童委員協議会の安定運営のため、助成金を交付する 助成金額：2,760,000円（H14年度） 助成内容：費用弁償、調査旅費、民生員手帳代、ボランティア保険、県民協負担金</p> <p>民生・児童委員報償 内容：民生・児童委員の活動を支援するため、報奨金を支払う。 金額：1人当たり 6,000円×12ヶ月</p> <p>民生・児童委員1人当たり：139,317円</p>	<p>民生・児童員協議会補助 実施なし</p> <p>民生・児童委員報償 実施なし 別途、役場から直接、民生・児童委員へ支払い（事務局が福祉課のため） 金額：1,760,000円（H14年度） 内容：報酬、費用弁償、研修旅費</p> <p>民生・児童委員1人当たり：146,666円</p>	<p>民生・児童員協議会補助 目的：社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。 助成金額：120,000円（H14年度） 助成内容：</p> <p>民生・児童委員報償 実施なし 別途、役場から直接、民生・児童員へ支払い（事務局が福祉課のため） 金額：1,241,000円（H14年度） 内容：報酬、費用弁償、旅費</p> <p>民生・児童委員1人当たり：97,214円</p>	
民生委員推薦会	<p>名称：矢部町民生委員推薦会 委員数：10名（規則14名以内） 構成：議会議員 1名 民生・児童委員協議会 2名 社会福祉事業の実施関係者 2名 社会福祉団体代表 2名 教育関係者 1名 学識経験者 1名</p> <p>任期：H16.7.31まで（3年間）</p>	<p>名称：清和村民生委員推薦会 委員数：12名（規則15名以内） 構成：議会議員 民生委員協議会会長 老人クラブ連合会会長 教育長 総務課長 健康福祉課長 学識経験者</p> <p>任期：H16.8.23まで（3年間）</p>	<p>名称：蘇陽町民生委員推薦会 委員数：7名 構成：議会議員 民生委員協議会会長 老人クラブ連合会会長 教育長 蘇陽病院事務長 健康生活課長 社会福祉協議会事務局長</p> <p>任期：H16.8.31まで（3年間）</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 4	事務事業名	遺族会補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	遺族会補助については、合併後、新町において検討する。
------	----------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
名称	矢部町遺族連合会	清和村遺族会	蘇陽町遺族会	合併後、新町において検討する。
構成	校区会長 6名 校区婦人部長 6名 壮年部長 1名	役員 5名	本部役員 11名 地区役員 20名(但し本部役員兼任6名)	
会員数	663世帯(738名 戦没者)	19名	150名	
年会費等	校区負担金 3,000円	正会員 11,000円 準会員 7,000円	一般遺族 1,000円(132名) 弔慰金遺族 5,000円(18名)	
補助内容	団体からの申請 添付書類...総会等資料 内容審査...交付決定・請求書により支払 補助金額:108,000円 (18,000円×6団体)	矢部町と同じ 補助金額:活動費の2/3 (H14年度:173,000円)	矢部町と同じ 補助金額:240,000円/年(定額)	
事務局	矢部町遺族連合会	健康福祉課 福祉係	健康生活課 援護担当	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 5	事務事業名	軍恩連盟補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	軍恩連盟補助については、合併後、新町において検討する。
------	-----------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
名称	熊本県軍恩連盟矢部支部	熊本県軍恩連盟清和支部	熊本県軍恩連盟蘇陽支部	合併後、新町において検討する。
構成	支部長 1名 副部長 2名 婦人部副部長 1名 婦人部長 1名 書記会計 1名 監事 2名	支部長 1名 副支部長 1名 会計 1名 監事 2名	支部長 1名 副支部長 1名 理事 5名 婦人部長 1名 副部長 1名 監事 2名 顧問 2名	
会員数	281名	50名	78名	
年会費等	正会員 4,800円 準会員 1,500円	入党費 3,000円 活動費 2,000円 年会費 5,000円	5,000円	
補助内容	団体からの申請 添付書類...総会資料等 内容審査...交付決定・請求書により支払 補助金額：20,000円/年(定額)	なし	矢部町と同じ 補助金額：43,000円/年(定額)	
事務局	軍恩連盟矢部支部	軍恩連盟清和支部	健康生活課	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-6	事務事業名	傷痍軍人会補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	傷痍軍人会補助については、合併後、新町において検討する。
------	------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
名称	矢部町傷痍軍人会	清和村傷痍軍人会	蘇陽町傷痍軍人会	合併後、新町において検討する。
構成	会長 1名 会計 1名	会長 1名 会計 1名	会長 1名 会計 1名	
会員数	15名 + 妻の会 13名	9名	5名	
年会費	恩給額が年間 300 万円以上 8,000 円	6,000 円	15,000 円	
	" 100 ~ 200 万円 7,000 円			
	" 100 万円以下 6,000 円			
	妻の会 2,000 円			
補助内容	団体からの申請 添付書類...総会資料等 内容審査...交付決定・請求書により助成金支払 補助金額：20,000 円 / 年 (定額)	矢部町と同じ 補助金額：活動費の 2 / 3 (H14 年度：53,000 円)	矢部町と同じ 補助金額：18,000 円 / 年 (定額)	
事務局	矢部町傷痍軍人会	清和村傷痍軍人会	蘇陽町商工会	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-7	事務事業名	母子寡婦会補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	母子寡婦会補助については、合併後、新町において検討する。
------	------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
団体名	矢部町母子会	コスモス会	蘇陽町母子寡婦会	合併後、新町において検討する。
会員数	13名	15名	21名	
助成金額	161,840円	なし	108,000円(定額)	
算出根拠	運営費(定額) : 59,000円 バス借上代(1日親子旅行): 60,000円 昼食代(1日親子旅行) : 42,840円			
活動内容	一日親子旅行 会員以外の母子に対する参加の呼びかけの広報、及び受付	現在活動等はない。	社会福祉協議会で母子父子家庭1日旅行の実施及び母子父子家庭入学お祝い品の贈呈	
事務局	矢部町母子会	清和村社会福祉協議会	蘇陽町母子寡婦会	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-8	事務事業名	災害弔慰金等

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	災害弔慰金、罹災者弔慰金については、新町においても引き続き実施する。 なお、支給対象、支給額等については、合併までに調整する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
災害弔慰金	<p>対象災害：災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害</p> <p>支給対象：対象災害により死亡（行方不明）した遺族</p> <p>支給する遺族：災害弔慰金の支給等に関する法律第3条2項の遺族</p> <p>支給額：死亡者が世帯の生計維持者の場合 500万円</p> <p>その他の場合 250万円</p> <p>H14実績：0件</p>	<p>対象災害：矢部町と同様</p> <p>支給対象：矢部町と同様</p> <p>支給する遺族：矢部町と同様</p> <p>支給額：死亡者が世帯の生計維持者の場合 300万円</p> <p>その他の場合 150万円</p> <p>H14実績：0件</p>	<p>対象災害：矢部町と同様</p> <p>支給対象：矢部町と同様</p> <p>支給する遺族：矢部町と同様</p> <p>支給額：矢部町と同様</p> <p>H14実績：0件</p>	<p>新町においても引き続き実施する。</p> <p>なお、支給対象、支給額等については、合併までに調整する。</p>
罹災者弔慰金	<p>対象災害：火災、風水害、震災、その他異常な自然現象による災害</p> <p>支給対象：本町に居住する者が、本町又は本町外の地域で起きた対象災害により死亡した遺族</p> <p>支給する遺族：災害弔慰金の支給等に関する法律第3条2項の遺族</p> <p>支給額：死亡者1名につき 25万円</p> <p>H14実績：0件</p>	実施なし	実施なし	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-9	事務事業名	災害援護資金貸付

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	災害援護資金貸付については、新町においても引き続き実施する。 なお、対象者、貸付限度額等については、合併までに調整する。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
貸付対象	災害救助法の救助が行われた災害 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 相当程度の住居又は家財の損害 相当程度:損害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害	災害救助法の救助が行われた災害 療養に関するおおむね1月以上である世帯主の負傷 世帯主の負傷がなく相当程度の住居又は家具の損害	災害救助法の救助が行われた災害 県内で法適用町村が1以上ある災害 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 相当程度の住居又は家財の被害を被った世帯主 相当程度:住居は半壊以上、家財は家財価格の3分の1以上の被害	新町においても引き続き実施する。 なお、対象者、貸付限度額等については、合併までに調整する。
貸付限度額	上記の限度額 ア、家財の損害及び住居の損害がない場合 150万円 イ、家財の損害があり住居の損害がない場合 250万円 ウ、住居が半壊した場合 270万円(特例350万円) エ、住居が全壊した場合 350万円	上記の限度額 ア、家財の被害金額おおむね3分の1以上で損害及び住居の損害がない場合 60万円 イ、家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 120万円 ウ、住居が半壊した場合 140万円(特例180万円) エ、住居が全壊した場合 180万円	矢部町と同様	
	上記の限度額 ア、家財の損害があり住居の被害がない場合 150万円 イ、住居が半壊した場合 170万円(特例250万円) ウ、住居が全壊した場合 250万円(特例350万円) エ、住居全体の滅失若しくは流失 350万円 H14実績:0件	上記の限度額 ア、家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 60万円 イ、住居が半壊した場合 80万円(特例120万円) ウ、住居が全壊した場合(エの場合除く) 120万円(特例180万円) エ、住居の全体が滅失若しくは流失した場合 180万円 H14実績:0件	矢部町と同様	
償還期間、利率	10年(うち据置期間3年) 償還方法:年賦償還(元利均等償還) 利率:据置期間は無利子、経過後は年3%	矢部町同様	矢部町と同様	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 10	事務事業名	災害見舞金等

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	災害見舞金、災害障害見舞金については、新町においても引き続き実施する。 なお、対象者、支給額等については、合併までに調整する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
災害見舞金	<p>目的：火災、風水害、震災等の災害を蒙った者の一時的な困窮を援助</p> <p>支給対象：住家及び家財、又は畜舎に著しい損害を受けた場合、その使用者</p> <p>支給基準</p> <p>住家亡失...20万円以内 + 世帯員数 × 1万円</p> <p>住家の半壊又は半焼...10万円以内</p> <p>畜舎...前記災害区分の応じ、その金額の1/2の額以内</p> <p>調査：町長は支給対象の災害の発生を知ったときは、直ちに被害程度を調査し、速やかに見舞金を支給</p> <p>H14実績：羅災世帯 1戸(1人暮らし) 見舞金支給額 210,000円</p>	実施なし	実施なし	<p>新町においても引き続き実施する。</p> <p>なお、対象者、支給額等については、合併までに調整する。</p>
災害障害見舞金	<p>支給額：当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持した場合 250万円</p> <p>その他の場合 125万円</p> <p>H14実績：0件</p>	<p>支給額：当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持した場合 150万円</p> <p>その他の場合 75万円</p> <p>H14実績：0件</p>	実施なし	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 11	事務事業名	被災者生活再建支援金支給

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	被災者生活再建支援金支給については、現行のまま新町においても実施する。
------	-------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
支給対象	自然災害による生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、自立した生活の開始を支援	矢部町と同じ	矢部町と同じ	現行のまま新町においても実施する。
実施主体	熊本県	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
対象災害	災害救助法適用の自然災害 町内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 県内で100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害	矢部町と同じ	矢部町と同じ	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 12	事務事業名	生活困窮者援護事業

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	生活困窮者援護事業については、矢部町の例により、新町においても引き続き実施する。 なお、実施方法等については、社協の合併の協議と併せて調整する。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
目的	生活困窮者で緊急な援護を必要とする者に対し、 援護費の支給及び助言指導を行う。	該当なし	該当なし	矢部町の例により、新町においても引き続き実施する。 なお、実施方法等については、社協の合併の協議と併せて調整する。
実施方法	矢部町社会福祉協議会に委託して実施 社協で判定を行い、現金の貸付を行う。			
概要	平成 14 年度実績 19 人 361,790 円			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 13	事務事業名	行旅死亡人及び無縁墓地の管理

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	行旅死亡人及び無縁墓地の管理については、現行のまま新町においても実施する。
------	---------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
行旅死亡人	目的：身元不明の死亡人の援護を行う。 対象：行旅中の死亡者で引取人のいない者 担当：福祉係 H14年度まで該当なし	矢部町と同じ	矢部町と同じ	現行のまま新町においても実施する。
無縁墓地	管理...各地域	矢部町と同じ	矢部町と同じ	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	3 2 - 1 4	事務事業名	戦没者遺族（弔慰金）及び援護について

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	戦没者遺族（弔慰金）及び援護については、現行のまま新町においても実施する。
------	---------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
弔慰金	<p>受付：健康福祉課</p> <p>進達：請求書に必要書類を添えて県医福祉課援護係へ進達</p> <p>交付：県より国庫債券交付通知書の交付後、日本銀行矢部代理店で国庫債券を受領。その後請求者へ交付</p> <p>第7回特別弔慰金請求者数：17名</p> <p>平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金請求者数：0名</p>	<p>受付：健康福祉課</p> <p>進達：矢部町と同じ</p> <p>交付：矢部町と同じ</p> <p>第7回特別弔慰金請求者数：2名</p> <p>平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金請求者数：0名</p>	<p>受付：健康生活課</p> <p>進達：矢部町と同じ</p> <p>交付：矢部町と同じ</p> <p>第7回特別弔慰金請求者数：2名</p> <p>平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金請求者数：0名</p>	現行のまま新町においても実施する。
援護（戦没者等の妻に対する特別給付金等）	<p>受付：健康福祉課 窓口</p> <p>進達：請求者に必要書類を添えて県医務福祉課援護係へ進達</p> <p>交付：県より国庫債券交付通知書の交付後、日本銀行矢部代理店で国庫債券を受領。その後請求者へ交付。</p> <p>戦没者の妻第17回特別給付金請求者数：1件</p> <p>戦没者の父母第19回特別給付金は号請求者数：0名</p> <p>戦傷病者手帳所持者数：24名</p> <p>戦傷病者乗車券引替証交付数：16名</p>	<p>受付：健康福祉課 窓口</p> <p>進達：矢部町と同様</p> <p>交付：矢部町と同様</p> <p>戦没者の妻第17回特別給付金請求者数：10名</p> <p>戦没者の父母第19回特別給付金は号請求者数：0名</p> <p>戦傷病者手帳所持者数：6名</p> <p>戦傷病者乗車券引替証交付数：1名</p>	<p>受付：健康生活課 窓口</p> <p>進達：矢部町と同様</p> <p>交付：矢部町と同様</p> <p>戦没者の妻第17回特別給付金請求者数：20名</p> <p>戦没者の父母第19回特別給付金は号請求者数：0名</p> <p>戦傷病者手帳所持者数：7名</p> <p>戦傷病者乗車券引替証交付数：5名</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 15	事務事業名	隣保館事業

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	隣保館事業については、矢部町の例により、新町においても引き続き実施する。
------	--------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針																																			
名称	矢部町立隣保館	実施なし	実施なし	矢部町の例により、新町においても引き続き実施する。																																			
趣旨	社会福祉法第2条第3項の規定により、同和問題の速やかな解決に資するために隣保館を設置する。																																						
事業内容	1. 同和問題の調査研究及び啓発 2. 社会調査及び研究事業 3. 相談事業 4. 地域福祉事業 5. 広報活動事業 6. 地域交流事業 7. その他の事業																																						
施設状況	構造：鉄筋コンクリート2階建（児童館併設） 開設：昭和51年4月1日（H13年度改修） 敷地面積：401.15㎡ 建物面積：406.18㎡ 1階：事務室、ロビー兼相談室、和室会議室2室、生活改善室、健康ルーム、トイレ 2階：小会議室、大会議室、トイレ																																						
使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">夏期</th> <th colspan="4">冬季</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>終日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>終日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大室</td> <td>180円</td> <td>180円</td> <td>260円</td> <td>480円</td> <td>240円</td> <td>240円</td> <td>320円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>小室</td> <td>130円</td> <td>130円</td> <td>200円</td> <td>390円</td> <td>190円</td> <td>190円</td> <td>260円</td> <td>570円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	夏期				冬季				午前	午後	夜間	終日	午前	午後	夜間	終日	大室	180円	180円	260円	480円	240円	240円	320円	720円	小室	130円	130円	200円	390円	190円	190円	260円	570円			
区分	夏期				冬季																																		
	午前	午後	夜間		終日	午前	午後	夜間	終日																														
大室	180円	180円	260円		480円	240円	240円	320円	720円																														
小室	130円	130円	200円		390円	190円	190円	260円	570円																														
職員体制	館長1名、指導員1名、事務員1名、嘱託職員3名（指導員）																																						
審議会	隣保館の円滑な運営を図るため、隣保館運営審議会を設置。																																						

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 16	事務事業名	母子（寡婦）福祉資金貸付

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	母子（寡婦）福祉資金貸付については、現行のまま新町においても実施する。
------	-------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
目的	母子家庭及び寡婦の経済的自立を図り、母子寡婦福祉の推進に寄与する	矢部町と同じ	矢部町と同じ	現行のまま新町においても実施する。
対象者	熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付審査基準第1 貸付対象 に該当する者	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
貸付内容	事業開始資金 事業継続資金 就学資金 技能習得資金 就業資金 就職支度資金 療養資金 生活資金 住宅資金 転宅資金 就学支度資金 結婚資金 特例児童扶養資金	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
実施主体	熊本県	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
申請等	新規貸付申請、異動・変更による各届出書を町村へ提出。町村より県地域振興局へ進達。県にて決定後、申請者へ決定通知の送付。	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
備考	H14 申請者数：0名 県の事業であり、町村からの支出等はない。	H14 申請者数：0名	H14 申請者数：0名	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	3 2 - 1 7	事務事業名	母子家庭医療費助成事業

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	母子家庭医療費助成事業については、現行のまま新町においても実施する。
------	------------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
目 的	本町に居住し社会保険各法に加入する母子家庭に対して、医療費の一部を助成することにより健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図る。	矢部町と同じ	矢部町と同じ	現行のまま新町においても実施する。
対象者	母子家庭の母、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のいない女子であって、現に20歳未満の児童を扶養している者 14年度：76名	矢部町と同じ 14年度：21名	矢部町と同じ 14年度：16名	
助成内容	児童扶養手当認定に伴い母子家庭等医療費受給資格証交付申請をする。 母子家庭医療費助成金申請書に医療機関の証明又は領収書添付により、かかった診療報酬一部負担金の3分2を支給する。	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
H 1 4 実績	件数：259件 総事業費：732,554円 補助金：244,000円 一般：244,281円 自己負担：244,273円	件数：45件 総事業費：190,576円 補助金：63,000円 一般：64,050円 自己負担：63,526円	件数：84件 総事業費：282,710円 補助金：84,000円 一般：84,295円 自己負担：114,415円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 18	事務事業名	社会福祉協議会補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	社会福祉協議会補助については、新町においても引き続き実施する。 なお、助成金等については、合併後新町において調整する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
目的	社会福祉協議会の運営安定	矢部町と同じ	矢部町と同じ	新町においても引き続き実施する。 なお、助成金等については、合併後新町において調整する。
内容	事務費助成、心配事相談所開設助成、福祉車両リース料助成、郡社協会費助成 事務費（会議費、人件費、事務諸費）の85% 社会福祉協議会の運営安定、社会福祉協議会、事務費（会議費・人件費・事務諸費）の85% 心配事相談所開設、福祉車両リース料、郡社協会費を助成	矢部町と同じ 人件費のみ補助 社協では、従来の仕事の他に村の委託事業、介護保険事業を行っている。14年度については人件費3名分を補助。15年度は人件費2名分とし、今後は更に削減予定	矢部町と同じ 事務費（会議費・事務職員の人件費等）の補助を基本にしながら、不足する運営費を補助。 現在、社協では、従来からの社協の仕事の他に町からの委託事業、介護保険事業を行っている。14年度までは、運営費の不足分を補助。15年度からは、従来からの社協の仕事に従事している分の補助を検討中。（事務局長、専門員、福祉事務員1名の3名分）	
助成金額	23,062,000円（H14年度）	11,418,000円（H14年度）	20,000,000円（H14年度）	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32-19	事務事業名	社会福祉協議会委託事業

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	社会福祉協議会委託事業については、新町においても引き続き実施する。 なお、委託内容等については、社協の合併の検討と併せて合併までに調整する。
------	---

調査項目	矢部町		清和村		蘇陽町		調整方針
	委託事業名	単価 委託料	委託事業名	単価 委託料	委託事業名	単価 委託料	
委託事業 H14実績	保健福祉センター運営	- 12,361,000円	高齢者生活福祉センター管理委託	- 4,514,000円	老人福祉センター管理委託	- 200,000円	新町においても引き続き実施する。 なお、委託内容等については、社協の合併の検討と併せて合併までに調整する。
	へき地保育所運営	- 71,837,000円	在宅介護支援センター事業	- 4,406,000円	地域福祉センター管理委託	- 3,667,000円	
	生活困窮者援護事業	500,000円	軽度生活支援事業	2,500円/時 6,524,000円	地域住民グループ支援事業	- 170,000円	
	障害者ホームヘルプ事業	2,793円/時 1,379,810円	配食サービス事業	700円/回 816,000円	生活管理指導員派遣事業	1,200円/人 1,759,000円	
	軽度生活援助事業	5,840円/人 58,400円	生きがい活動支援事業	6,400円/回 11,502,000円	高齢者食生活改善事業	- 237,000円	
	生きがい活動支援通所事業	5,048円/人 5,406,730円	家族介護教室	30,000円/回 300,000円	寝具洗濯サービス事業	400円/枚 19,000円	
	生活管理指導員派遣事業	4,740円/人 687,420円	在宅介護支援施設管理委託	4,110,000円	軽度生活支援事業	1,000円/時 28,000円	
			家族介護交流事業	500,000円	外出支援サービス事業	1,500円/件 1,413,000円	
			転倒骨折予防教室	30,000円/回 300,000円	配食サービス事業	300円/食 1,413,000円	
			痴呆予防教室	30,000円/回 450,000円	生きがいデイサービス事業	2,360円/人 6,169,000円	
					サテライト型ミニデイサービス	1,500円/人 1,726,000円	
					高齢者共同住宅委託	720円/人 3,950,000円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	社会福祉
事務事業番号	32 - 20	事務事業名	地域福祉計画

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	滝口 美智子

調整方針	地域福祉計画については、3町村の現行の計画や地域の実情を考慮し、新町において新たに策定する。
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整方針
名 称	矢部町保健福祉総合計画	清和村保健福祉計画（予定）	蘇陽町総合保健福祉計画	3町村の現行の計画や地域の実情を考慮し、新町において新たに策定する。
策定年度	平成14年度 計画期間：平成15年度～平成19年度	平成15年度（予定） 計画期間：平成16年度～平成20年度	平成14年度 計画期間：平成15年度～平成19年度	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 ・健康やべ21（健康日本21） ・やべまち子どもプラン（母子保健計画、エンゼルプラン） ・老人保健福祉総合計画 ・介護保険事業計画 を統合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 ・障害者プラン ・清和村社会福祉協議会活動計画 を統合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 ・障害者プラン ・エンゼルプラン ・老人保健福祉計画（介護保険事業計画） を統合	